

第 3 5 号議案

八王子市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例設定について

八王子市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
八王子市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年八王子市条例  
第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(補償基礎額) 第 4 条 (略) 2 (略) <b><u>3 前 2 項の規定にかかわらず、給料を支給される職員の補償基礎額は、法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額とする。</u></b>	(補償基礎額) 第 4 条 (略) 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八王子市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第 4 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

